

< 付属資料 >

1 中野区交通安全関係統計

(1) 当事者別交通事故発生件数 (第1、2当事者合計)

	2001(平成13)		2002(平成14)		2003(平成15)		2004(平成16)		2005(平成17)	
	件数	構成率	件数	構成率	件数	構成率	件数	構成率	件数	構成率
乗用自動車	1,258	38%	1,312	37%	1,110	34%	1,040	33%	1,109	36%
貨物自動車	453	14%	476	13%	453	14%	439	14%	388	13%
自動二輪車	350	11%	418	12%	370	11%	375	12%	392	13%
原付自転車	316	10%	331	9%	313	10%	298	10%	244	8%
自転車	569	17%	611	17%	575	18%	602	19%	567	18%
歩行者	233	7%	251	7%	256	8%	207	7%	211	7%
その他	131	4%	182	5%	171	5%	155	5%	177	6%
合計	3,310	100%	3,581	100%	3,248	100%	3,116	100%	3,088	100%

(2) 車両側の違反 (第1当事者合計)

	2001(平成13)		2002(平成14)		2003(平成15)		2004(平成16)		2005(平成17)	
	件数	構成率	件数	構成率	件数	構成率	件数	構成率	件数	構成率
信号無視	32	2%	32	2%	27	2%	31	2%	34	2%
最高速度	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%
右折違反	4	0%	1	0%	3	0%	1	0%	2	0%
左折違反	12	1%	12	1%	2	0%	3	0%	5	0%
優先走行	7	0%	2	0%	1	0%	2	0%	3	0%
交差点の安全進行	336	21%	372	21%	365	23%	338	22%	306	20%
歩行者妨害	30	2%	36	2%	36	2%	29	2%	28	2%
徐行違反	8	0%	11	1%	9	1%	6	0%	4	0%
一時不停止	53	3%	53	3%	55	3%	68	4%	54	4%
酒酔い	1	0%	0	0%	0	0%	0	0%	2	0%
過労等	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%
ハンドルブレーキ操作	123	8%	125	7%	109	7%	106	7%	103	7%
前方不注意	261	16%	259	15%	209	13%	164	11%	186	12%
安全不確認	491	30%	541	31%	478	30%	455	30%	443	30%
その他・過失なし	276	17%	308	18%	302	19%	327	21%	331	22%
合計	1,634	100%	1,752	100%	1,596	100%	1,530	100%	1,501	100%

(3) 歩行者側の違反（第1、2当事者合計）

	2001(平成13)		2002(平成14)		2003(平成15)		2004(平成16)		2005(平成17)	
	件数	構成率	件数	構成率	件数	構成率	件数	構成率	件数	構成率
信号無視	7	3%	6	2%	14	5%	7	3%	11	5%
斜め横断	22	9%	18	7%	27	11%	14	7%	35	17%
駐車車両直前後の横断	7	3%	3	1%	4	2%	2	1%	1	0%
走行車両直前後の横断	12	5%	10	4%	7	3%	3	1%	4	2%
横断禁止場所横断	25	11%	30	12%	18	7%	20	10%	21	10%
幼児の一人歩き	1	0%	0	0%	1	0%	4	2%	0	0%
道路における禁止行為	2	1%	2	1%	3	1%	4	2%	1	0%
飛び出し	13	6%	21	8%	6	2%	13	6%	11	5%
その他	144	62%	161	64%	176	69%	140	68%	127	60%
合計	233	100%	251	100%	256	100%	207	100%	211	100%

(4) 年齢別死傷者数

		1996(平成8)		1997(平成9)		1998(平成10)		1999(平成11)		2000(平成12)	
		人数 (人) (死者)	構成率 (%)	人数 (人) (死者)	構成率 (%)	人数 (人) (死者)	構成率 (%)	人数 (人) (死者)	構成率 (%)	人数 (人) (死者)	構成率 (%)
こども	幼児	31	2.6	21	1.5	20	1.4	35	2.0	40	1.9
	小学生	37	3.1	60	4.3	39	2.7	53	3.0	70	3.3
	中学生	14	1.2	17	1.2	9	0.6	21	1.2	18	0.8
若年層	高校生	28	2.3	46	3.3	38	2.6	49	2.8	48	2.2
	中卒～ 19歳	54	4.5	65 (1)	4.7	70 (1)	4.9	78	4.4	91	4.3
	20歳 ～24	246 (2)	20.6	255 (2)	18.4	237 (1)	16.5	292	16.5	371 (2)	17.4
	25歳～29歳	200	16.8	230	16.6	254	17.7	282	15.9	349	16.3
	30歳～39歳	191	16.0	241	17.4	248 (1)	17.3	330	18.6	429	20.1
	40歳～49歳	127 (1)	10.6	151	10.9	179 (1)	12.5	226 (1)	12.7	195 (1)	9.1
	50歳～59歳	134	11.2	155 (2)	11.2	159 (1)	11.1	205 (1)	11.6	259 (1)	12.1
	60歳～64歳	50	4.2	57	4.1	68	4.7	86	4.8	96	4.5
	65歳以上	82 (5)	6.9	91	6.6	113	7.9	117 (3)	6.6	170 (1)	8.0
	合計 (死者数計)	1,194 (8)	100.0	1,389 (5)	100.0	1,434 (5)	100.0	1,774 (6)	100.0	2,136 (5)	100.0

		2001 (平成 13)		2002 (平成 14)		2003 (平成 15)		2004 (平成 16)		2005 (平成 17)	
		人数 (人) (死者)	構成率 (%)	人数 (人) (死者)	構成率 (%)	人数 (人) (死者)	構成率 (%)	人数 (人) (死者)	構成率 (%)	人数 (人) (死者)	構成率 (%)
こども	幼児	3 6 (1)	1.9	2 8	1.4	3 4	1.9	3 2	1.9	3 7	2.6
	小学生	6 9	3.7	7 2	3.6	5 6	3.1	5 9	3.4	6 1	3.5
	中学生	1 5 (1)	0.8	1 9	0.9	1 7	0.9	1 5	0.9	1 4	0.8
若年層	高校生	4 5	2.4	4 8	2.4	3 8	2.1	2 8	1.6	3 4	1.9
	中卒～ 1 9 歳	6 1	3.3	7 5	3.8	5 8	3.2	4 3	2.5	5 5	3.1
	2 0 歳 ～ 2 4	3 4 4 (1)	18.7	3 5 4 (2)	17.8	2 9 4 (1)	16.4	2 9 2	16.9	2 4 5	14.0
2 5 歳～ 2 9 歳		3 0 8 (1)	16.8	3 0 1	15.1	2 9 1	16.2	2 6 4	15.3	2 9 5	16.9
3 0 歳～ 3 9 歳		3 6 9 (1)	20.1	3 9 8 (2)	20.0	3 7 7	21.0	3 7 4	21.6	3 6 6 (1)	20.9
4 0 歳～ 4 9 歳		1 8 4	10.0	2 0 8	10.5	1 7 9	10.0	1 9 9	11.5	2 0 0	11.4
5 0 歳～ 5 9 歳		2 2 0 (2)	12.0	2 5 3 (1)	12.7	2 1 7	12.1	1 9 3 (2)	11.2	2 0 4	11.7
6 0 歳～ 6 4 歳		8 6 (1)	4.7	6 6 (1)	3.3	7 8 (1)	4.3	8 8	5.1	9 2	5.3
6 5 歳以上		1 3 1	7.1	1 6 6 (2)	8.4	1 5 5 (4)	8.6	1 4 2	8.2	1 4 5 (1)	8.3
合 計 (死者数計)		1,838 (7)	100.0	1,988 (8)	100.0	1,794 (6)	100.0	1,729 (2)	100.0	1,748 (2)	100.0

(5) 二輪車・自転車・歩行者の事故発生状況 (第 1、2 当事者合計)

< 件数 >

	1996 (平成 8)	1997 (平成 9)	1998 (平成 10)	1999 (平成 11)	2000 (平成 12)
事故全体(件)	1,044	1,203	1,262	1,545	1,903
二輪車 (件)	467	521	541	687	835
自転車 (件)	279	373	370	463	625
歩行者 (件)	144	158	169	214	302

	2001 (平成 13)	2002 (平成 14)	2003 (平成 15)	2004 (平成 16)	2005 (平成 17)
事故全体(件)	1,655	1,791	1,624	1,559	1,544
二輪車 (件)	666	749	683	673	636
自転車 (件)	569	611	575	602	567
歩行者 (件)	233	251	256	207	211

< 死傷者数 >

	1996 (平成 8)	1997 (平成 9)	1998 (平成 10)	1999 (平成 11)	2000 (平成 12)
事故全体(人)	1,194	1,389	1,434	1,774	2,136
(死者数)	8	5	5	6	5
二輪車 (人)	389	417	433	571	680
(死者数)	3	3	3	1	1
自転車 (人)	283	365	352	446	567
(死者数)	0	2	1	0	1
歩行者 (人)	151	166	172	221	310
(死者数)	5	0	1	5	2

	2001 (平成 13)	2002 (平成 14)	2003 (平成 15)	2004 (平成 16)	2005 (平成 17)
事故全体(人)	1,872	1,988	1,794	1,729	1,748
(死者数)	7	8	6	2	2
二輪車 (人)	550	623	564	540	532
(死者数)	3	3	3	1	2
自転車 (人)	516	556	528	539	519
(死者数)	0	1	0	0	0
歩行者 (人)	234	251	259	209	214
(死者数)	4	3	3	1	1

(6) 区内道路総延長面積

区分	延長		面積		
	m	%	m	%	
都道	27,217	5.3	500,154	20.0	
区道	特別区道	334,231	65.0	1,521,022	60.8
	区有通路	28,939	5.6	98,525	3.9
	認定外道路	5,033	1.0	16,003	0.6
私道	118,762	23.1	364,169	14.7	
合計	514,182	100.0	2,499,873	100.0	

※ (2006年4月1日現在、都道については2005年4月1日現在)

## (7) 駅別放置自転車台数

駅名	鉄道名	放置台数		
		2005年	2001年	1996年
中野	J R・営団	163	2,269	2,325
東中野	J R・都営	106	914	1,402
中野坂上	営団・都営	0	406	900
新中野	営団	629	767	994
中野新橋	営団	0	290	563
中野富士見町	営団☆	0	313	271
落合	営団☆	0	192	618
新江古田	都営☆	0	0	0
新薬師前	西武	255	402	782
沼袋	西武	0	176	393
野方	西武	0	312	931
都立家政	西武	0	0	320
鷺ノ宮	西武	0	354	571
富士見台	西武☆	0	0	0
合計		1,153	6,395	10,070

(☆は中野区内分 調査時期は10月の晴天日午前中、100台未満は計上していない)

## (8) 区設自転車駐車場の整備状況

駅名	名称	所在地	面積 (㎡)	種別	収容台数 (台)
中野	中野駅北口中央自転車駐車場	中野四丁目9番先	4,023	有料制	3,780
	中野駅北口西自転車駐車場	中野四丁目9番	1,081	有料制	1,100
	中野南自転車駐車場	中野二丁目26番	1,712	有料制	1,300
東中野	東中野駅自転車駐車場	東中野三丁目9番先	1,710	有料制	1,030
	東中野南自転車駐車場	東中野一丁目53番	676	有料制	590
	東中野東自転車等整理区画	東中野五丁目3番	35	整理区画	34
中野坂上	中野坂上駅自転車駐車場	中央二丁目8番先	1,588	有料制	1,130
新中野					
中野新橋	中野新橋駅自転車駐車場	弥生町二丁目24番	252	有料制	250
中野富士見町	中野富士見町自転車駐車場	弥生町二丁目23番	111	登録制	90
落合	落合自転車等駐車整理区画	東中野三丁目14番	188	整理区画	250
新江古田	新江古田自転車駐車場	江原町二丁目29番	273	登録制	200
新井薬師前	新井薬師北自転車駐車場	上高田五丁目4番	99	有料制	100
沼袋	沼袋駅南自転車整理区画	沼袋三丁目1番先	150	整理区画	250
	沼袋第一自転車駐車場	沼袋三丁目1番先	50	有料制	18
	沼袋第二自転車駐車場	沼袋一丁目7番及び三丁目1番先	230	有料制	200
	沼袋地下自転車駐車場	沼袋一丁目34番	759	有料制	470
野方	野方駅東自転車整理区画(北)	野方六丁目1番先	135	整理区画	226
	野方駅東自転車整理区画(南)	野方五丁目25～26番先	205	整理区画	344
	野方第一自転車駐車場	野方五丁目32番	170	有料制	140
	野方第二自転車駐車場	野方五丁目32番	263	有料制	260
都立家政	都立家政北自転車駐車場	鷺宮一丁目26番	349	有料制	270
	都立家政南自転車駐車場	若宮三丁目15番	289	有料制	370
鷺ノ宮	鷺宮北自転車駐車場	鷺宮三丁目30番	298	有料制	248
	鷺宮東自転車駐車場	若宮三丁目56番	545	有料制	400
	鷺宮南自転車駐車場	白鷺二丁目49番及び白鷺三丁目1番	1,692	有料制	1,406
富士見台					
総計			16,883		14,316

(2006年10月1日現在)

## 2 交通安全対策基本法抜粋

### (目的)

第1条 この法律は、交通の安全に関し、国及び地方公共団体、車両、船舶及び航空機の使用者、車両の運転者、船員及び航空機乗組員等の責務を明らかにするとともに、国及び地方公共団体を通じて必要な体制を確立し、並びに交通安全計画の策定その他国及び地方公共団体の施策の基本を定めることにより、交通安全対策の総合的かつ計画的な推進を図り、もって公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。

### (地方公共団体の責務)

第4条 地方公共団体は、住民の生命、身体及び財産を保護するため、その区域における交通の安全に関し、国の施策に準じて施策を講ずるとともに、当該区域の実情に応じた施策を策定し、及びこれを実施する責務を有する。

### (市町村交通安全対策会議)

第18条 市町村は、市町村交通安全計画を作成し、及びその実施を推進させるため、条例で定めるところにより、市町村交通安全対策会議を置くことができる。

2 前項に規定するもののほか、市町村は、協議により規約を定め、共同して市町村交通安全対策会議を置くことができる。

3 市町村交通安全対策会議の組織及び所掌事務は、都道府県交通安全対策会議の組織及び所掌事務の例に準じて、市町村の条例（前項の規定により置かれる市町村交通安全対策会議にあつては、規約）で定める。

<都道府県交通安全対策会議の事務所掌事務 第16条から>

1 都道府県交通安全計画を作成し、及びその実施を推進すること。

2 1に掲げるもののほか、都道府県の区域における陸上交通の安全に関する総合的な施策の企画に関して審議し、及びその施策を推進すること。

3 都道府県の区域における陸上交通の安全に関する総合的な施策の実施に関し、都道府県並びに関係指定地方行政機関及び関係市町村相互間の連絡調整を図ること。

### (市町村交通安全計画等)

第26条 市町村交通安全対策会議は、都道府県交通安全計画に基き、市町村交通安全計画を作成しなければならない。

2 市町村交通安全対策会議を置かない市町村の長は、前項の規定により市町村交通安全計画を作成しようとするときは、あらかじめ、関係指定地方行政機関の長その他の執行機関の意見を聞かなければならない。

3 市町村交通安全計画は、次の各号に掲げる事項について定めるものとする。

一 市町村の区域における陸上交通の安全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、市町村の区域における陸上交通の安全に関する施策を総合的に推進するために必要な事項

- 4 市町村長は、必要があると認めるときは、市町村の区域における陸上交通の安全に関し、当該年度において市町村が講ずべき施策に関する計画（以下、「市町村交通安全実施計画」という。）を作成しなければならない。この場合において、市町村交通安全実施計画は、都道府県交通安全実施計画に抵触するものであってはならない。
- 5 市町村交通安全対策会議は、第一項の規定により市町村交通安全計画を作成したときは、すみやかにこれを都道府県知事に報告するとともに、その要旨を公表しなければならない。
- 6 市町村長は、第四項の規定により市町村交通安全実施計画を作成したときは、すみやかに、これを都道府県知事に報告しなければならない。
- 7 第二項及び第五項の規定は、市町村交通安全計画の変更について、前項の規定は市町村交通安全実施計画の変更について準用する。

（地方公共団体の施策）

第 38 条 地方公共団体は、法令に違反しない限りにおいて、前節に規定する国の施策に準じる施策を講じるものとする。

（特別区についてのこの法律の適用）

第 39 条 この法律の適用については、特別区は市とみなす。



### 3 中野区交通安全対策協議会設置要綱

#### (目的)

第1項 中野区の交通安全対策の立案及び実際に際して、区と関係行政機関ならびに関係民間団体が密接な連絡協調を図り、区民の意思を対策に反映させることを目的として、中野区交通安全対策協議会（以下「協議会」という。）をおく。

#### (所掌事務)

第2条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の事項について協議する。

- (1) 区の交通安全対策の立案及び実施に関すること。
- (2) 区と関係行政機関ならびに関係民間団体との連絡に関すること。
- (3) 中野区交通安全計画推進に関すること。
- (4) その他、区長が特に必要と認めること。

#### (構成)

第3条 協議会は、別表1に掲げる委員をもって構成する。

#### (役員)

第4条 協議会に次の役員を置く。

- 会長 1名  
副会長 1名

- 2 会長及び副会長は委員の互選によってこれを定める。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を統轄する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

#### (会議)

第5条 協議会の会議は、会長が招集し、主宰する。

- 2 会長が必要と認めたときは、会議に関係人の参加を求めることができる。

#### (部会)

第6条 協議会に専門的事項について協議する部会をおくことができる。

- 2 部会は、部会長及び10人以内の部会員をもって構成する。
- 3 部会長及び部会員は、委員の中から協議会において互選する。
- 4 部会は、部会長が招集し、主宰する。
- 5 部会長に事故あるときは、あらかじめ部会長が指名した部会長がその職務を代理する。

#### (幹事)

第7条 協議会に幹事会をおき、別表2に掲げる幹事をもって構成する。

- 2 幹事会は、都市整備部長が招集し、主宰する。
- 3 幹事会は、協議会の運営を補佐する。

#### (庶務)

第8条 協議会の庶務は、都市整備部において処理する。

附則

(途中略)

この要綱は、2005年8月1日から施行する。

別表 1

警視庁中野警察署長  
警視庁野方警察署長  
東京消防中野消防署長  
東京消防野方消防署長  
東京都第三建設事務所長  
新宿労働基準監督署長  
中野区議会議員 2 名  
中野交通安全協会会長  
野方交通安全協会会長  
中野区町会連合会会長  
南中野地区交通安全協議会会長  
弥生地区交通安全協議会会長  
東部地区交通安全協議会会長  
鍋横地区交通安全協議会会長  
桃園地区交通安全協議会会長  
昭和地区交通安全協議会会長  
上高田地区交通安全協議会会長  
新井地区交通安全協議会会長  
沼袋地区江古田四地区交通安全協議会会長  
江古田地区交通安全協議会会長  
野方地区交通安全協議会会長  
大和地区交通安全協議会会長  
鷺宮地区交通安全協議会会長  
上鷺宮地区交通安全協議会会長  
中野区民生児童委員協議会代表 2 名  
中野区立小学校 P T A 連合会代表  
中野区立中学校 P T A 連合会代表  
中野区私立幼稚園連合会代表  
東日本旅客鉄道株式会社中野駅長  
西武鉄道株式会社保線課長  
関東バス株式会社丸山営業所長  
京王バス東株式会社中野営業所長

中野個人タクシー協同組合代表  
 野方個人タクシー協同組合代表  
 中野区自動車整備協会代表  
 東京都自動車整備振興会中野支部代表  
 東京都自転車商協同組合中野支部代表  
 東京都自転車商協同組合野方支部代表  
 中野区商店街連合会代表  
 中野区福祉団体連合会代表  
 中野区老人クラブ連合会代表  
 婦人団体連絡協議会代表  
 日本婦会議中野支部代表  
 新日本婦人の会中野支部代表  
 中野を豊かにする会代表  
 中野明るい社会づくりの会代表  
 中野区立小学校校長会代表  
 中野区立中学校校長会代表  
 中野区教育委員会事務局次長  
 中野区都市整備部土木担当部長

別表 2

所属機関等		幹事
中野区	政策経営部	広聴広報分野統括管理者
	区民生活部	地域活動分野統括管理者
		産業振興分野統括管理者
	子ども家庭部	保育・幼稚園分野統括管理者
	保健福祉部	保健福祉部経営分野統括管理者
	都市整備部	都市計画分野統括管理者
		土木分野統括管理者
教育委員会事務局	教育経営分野統括管理者	
警視庁中野警察署		交通課長
警視庁野方警察署		交通課長
東京都第三建設事務所		管理課長

#### 4 要望・質問・意見の受付窓口

項目		窓口	連絡先
交通規制の実施 交通違反取締り 横断歩道の設置 信号機の設置		中野警察署交通課 野方警察署交通課	3366 - 0110 (代) 3386 - 0110 (代)
応急救護知識・技術		中野消防署 野方消防署	3366 - 0119 (代) 3330 - 0119 (代)
交通労働災害		新宿労働基準監督署	3361 - 3949 (代)
交通事故相談		東京交通安全協会城西交 通事故相談所	3387 - 9241
道路施設・ 管理	都道	東京都第三建設事務所	3387 - 5131 (代)
	区道	中野区都市整備部土木分 野・公園道路分野	3389 - 1111 (代)
放置自転車		中野区都市整備部土木分 野	3389 - 1111 (代)

## 5 用語の意味

本報告で用いている主な用語の意味は、次のとおりである。

- 交通事故  
道路交通法第2条第1項に規定される道路において、車両、路面電車及び列車（軌道車）の交通によってよこされた、人の死亡又は負傷を伴った事故及び物的損害を伴った事故をいう。ただし、この報告においては、人身事故のみを対象としている。
- 人身事故  
交通事故により人の死傷があったものをいう。
- 死亡  
交通事故発生から24時間以内に死亡したものをいう。
- 重傷  
交通事故による加療日数が30日以上を負傷をいう。
- 軽傷  
交通事故による加療日数が30日未満を負傷をいう。
- 負傷  
重傷と軽傷を合計したものをいう。
- 当事者  
交通事故に関係した人をいうが、車両等が関係した事故の運転者については、運転中の車両等を当事者をいう。
- 第1当事者  
過失（違反）がより重いか又は過失（違反）が同程度の場合にあっては、被害がより小さい方の当事者をいう。
- 第2当事者  
過失（違反）がより軽いか又は過失（違反）が同程度の場合にあっては、被害がより小さい方の当事者をいう。
- 歩行者の事故  
歩行中の人のほか、路側に立っていた人、路上作業員、路上遊戯中等の人が関係した交通事故をいう。
- 子どもの事故  
幼児、園児、小学生、中学生が関係した交通事故をいう。
- 若年層の事故  
中学校卒業後から25歳未満までの年齢層の人が関係した交通事故をいう。
- 高齢者の事故  
年齢65歳以上の人が関係した交通事故をいう。
- 踏切事故

J R、私鉄の管理する踏切内において、列車（電車）と人・車両が関係した事故をいう。

- 事故類型

事故をまず当事者の種類（人または車両）によって類型化し、次いで、当事者の事故時の行動（動き、位置、衝突物等）によってさらに細かく類型化したものをいう。

- 状態別

当事者の事故当時の状況（自動車運転中、自動車乗車中、歩行中等）をいい、乗車（用）中とは、運転中と同乗者の合計をいう。

- 昼

日の出から日没までをいう。時間別では、6時から18時未満をいう。

- 道路種別

- 1 「表通り」

- (1) 「幹線道路」とは、都心の重要路線網を構成している道路の区間をいい、国道、首都高速道路の全部及び主要地方道の大部分並びに都（区市）道の一部の区間がこれにあたる。

- (2) 「準幹線道路」とは、幹線道路に準じる道路で、その地域の主要道路として構成されている道路の区間をいう。

- 2 「裏通り」

- (1) 「補助的道路」とは、比較的短い区間で幹線道路または準幹線道路に接続している道路で、車両交通上からみると裏通りの的な環境の道路の区間をいう。

- (2) 「生活道路」とは、居住地等において、専ら日常生活の用に供する買物道路、遊戯道路、通勤、通学道路及びこれらに準じるいわゆる裏通りと称する道路がこれにあたる。いずれにも該当しない道路については、「生活道路」とする。

- 交通バリアフリー法

「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」のこと。2000年（平成12）11月15日施行。

公共交通機関の利用にあつて存在するさまざまな障壁（バリア）の除去（バリアフリー化）を目的として、

- (1) 鉄道駅等の旅客施設及び車両について、公共交通事業者によるバリアフリー化を推進する。

- (2) 鉄道駅等の旅客施設を中心とした一定の地区において、市町村が作成する基本構想に基づき、旅客施設、周辺の道路、駅前広場等のバリアフリー化を重点的・一体的に推進することとしている。

- TDM (交通需要マネジメント)  
Transportation Demand Management  
自動車の効率的利用や公共交通への利用転換など、交通行動の変更を促して、発生交通量の抑制や集中の平準化など、「交通需要の調整」を図ることにより、都市または地域レベルの道路交通混雑を緩和していく取組。
- TSマーク  
自転車安全整備店の自転車安全整備士が点検整備した自転車に添付され、傷害保険及び賠償責任保険が付帯され自転車の安全利用と自転車事故の防止と併せて被害者の救済に資することを目的にしている。